

平成 30 年度

地方公共団体財政健全化法に基づく  
健全化判断比率及び資金不足比率に関する

# 審査意見書

亘理町監査委員

亘監第 44 号  
令和元年8月21日

亘理町長 山田周伸 殿

亘理町監査委員 渋谷憲之

亘理町監査委員 安藤美重子

財政健全化判断比率等の審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町長より審査に付された平成30年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので別紙のとおり意見書を提出します。



# 目 次

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の概要	1
第4	審査の結果	1
1	財政健全化判断比率の状況	2
	(1) 実質赤字比率	
	(2) 連結実質赤字比率	
	(3) 実質公債費比率	
	(4) 将来負担比率	
2	資金不足比率の状況	6

## 凡 例

1. 各表中に用いた数字は、表示単位未満を四捨五入して表示した。したがって、合計と内訳の計及び対前年度比較が一致しない場合がある。
2. 比率は表中数値によって算出し、小数点第3位を四捨五入した。したがって、構成比等において合計と内訳の合算比率が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」	……………	該当数値がないもの、算出不能または無意味なもの
「0」、「0.00」	……………	該当数値はあるが、単位未満のもの
「△」	……………	負数または減数



# 平成30年度 財政健全化審査意見書

## 第1 審査の対象

平成30年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 第2 審査の期間

令和元年7月5日から8月9日まで

## 第3 審査の概要

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に算定又は作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定又は作成されているものと認めた。

### 【財政健全化判断比率】

(単位:%)

健全化判断比率	平成29年度	平成30年度	平成30年度 早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	14.00	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	19.00	30.00
③ 実質公債費比率	5.5	4.9	25.0	35.0
④ 将来負担比率	—	—	350.0	

### 【資金不足比率】

(単位:%)

資金不足比率	平成29年度	平成30年度	経営健全化基準
① 互理町公共下水道事業特別会計	—	—	20.0
② わたり温泉鳥の海特別会計	—	—	
③ 互理町工業用地等造成事業特別会計	—	—	

# 1 財政健全化判断比率の状況

## (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計のほか、公営事業会計以外の特別会計を含む「普通会計」を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率を示すものである。

(単位:千円)

区 分		実質収支額等		増減
		平成29年度	平成30年度	
普通会計	一般会計	563,040	688,830	125,790
	一般会計等			
	土地取得特別会計	29	28	△ 1
	奨学資金貸付特別会計	88	1,429	1,341
合 計		563,157	690,287	127,130
実質赤字額 ①		△ 563,157	△ 690,287	△ 127,130
標準財政規模 ②		7,058,614	7,129,862	71,248
実質赤字比率 ①/②		— (△ 7.97%)	— (△ 9.68%)	— △ 1.71

※( )内は、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

平成30年度も実質収支が黒字であるため実質赤字額がなく、比率は算定されていない。早期基準の14.00%を下回っており、良好な状態を示している。

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、普通会計のほか、公営事業会計以外の特別会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率を示すものである。

(単位:千円)

区 分			実質収支額等		増減	
			平成29年度	平成30年度		
一般会計等			563,040	688,830	125,790	
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計		202,422	28,732	△ 173,690	
	介護保険特別会計		35,814	42,952	7,138	
	介護認定審査会特別会計		0	0	—	
	後期高齢者医療特別会計		1,283	401	△ 882	
	土地取得特別会計		29	28	△ 1	
	奨学資金貸付特別会計		88	1,429	1,341	
	公 営 企 業 会 計	法適用	水道事業会計	862,990	869,114	6,124
		法非適用	公共下水道事業特別会計	45,776	36,289	△ 9,487
			わたり温泉鳥の海特別会計	6,705	101	△ 6,604
			工業用地等造成事業特別会計	750,902	714,261	△ 36,641
合 計			2,469,049	2,382,137	△ 86,912	
実質赤字額 ①			△ 2,469,049	△ 2,382,137	86,912	
標準財政規模 ②			7,058,614	7,129,862	71,248	
実質赤字比率 ①/②			— (△ 34.97%)	— (△ 33.41%)	— 1.56	

※( )内は、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

平成30年度も連結実質収支が黒字であるため比率はなく、比率は算定されていない。  
連結実質赤字比率は早期健全化基準の19.00%を下回っており、良好な状態を示している。



### (3) 実質公債費比率

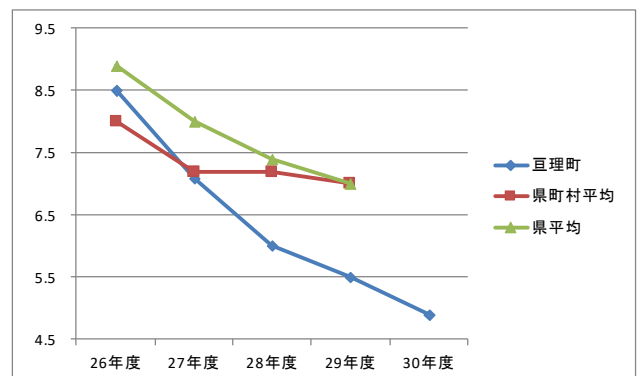
実質公債費比率は、前比率の対象会計のほか、一部事務組合、広域連合を含む全ての会計が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率の3か年平均を示すものである。

(単位:千円)

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年度 比較増減
元利償還金 ①	830,802	828,999	866,739	37,740
準元利償還金 ②	593,450	618,104	554,847	△ 63,257
公営企業繰入金 (地方債償還財源分)	579,278	601,343	540,083	△ 61,260
一部事務組合等負担金 (地方債償還財源分)	6,364	8,955	14,764	5,809
公債費に準ずる債務負担行為	7,808	7,806	0	△ 7,806
一時借入金の利子	0	0	0	0
特定財源 ③	213,291	240,495	263,115	22,620
貸付金元利償還金	47,220	40,027	65,137	25,110
公営住宅使用料	17,395	19,153	35,039	15,886
地方債償還に充当した 都市計画税	148,676	181,315	162,939	△ 18,376
その他	0	0	0	0
基準財政需要額算入額 ④	863,521	889,948	902,246	12,298
標準財政規模 ⑤	7,009,857	7,058,614	7,129,862	71,248
実質公債費比率(単年度) ①+②-③-④/(⑤-④)	5.65280	5.13336	4.11434	△ 1.01903
実質公債費比率(3か年平均)	4.9			

平成30年度は4.9%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好な状態を示している。県内の市町村平均と町村平均推移は以下のとおりである。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
亘理町	8.5	7.1	6.0	5.5	4.9
県町村平均	8.0	7.2	7.2	7.0	
県平均	8.9	8.0	7.4	7.0	



出典:宮城県総務部市町村課発行「目で見える市町村財政」より

## (4) 将来負担比率

将来負担比率は、前比率対象会計のほか、地方独立行政法人や土地開発公社を含むすべての会計の将来負担額の標準財政規模に対する比率を示すものである。

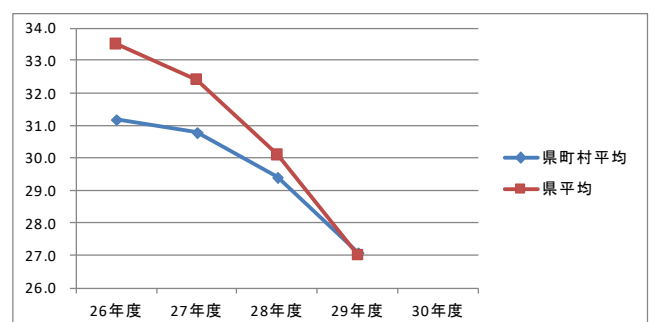
(単位:千円)

区 分	平成29年度	平成30年度	増 減
<b>将来負担額</b> ①	<b>17,881,546</b>	<b>17,535,626</b>	<b>△ 345,920</b>
地方債現在高	9,930,530	9,895,279	△ 35,251
債務負担行為に基づく支出予定額	150	150	0
公営企業債等繰入込額	6,367,246	6,147,002	△ 220,244
一部事務組合等負担金 (地方債償還財源分)	125,143	114,823	△ 10,320
退職手当負担見込額	1,458,477	1,378,372	△ 80,105
設立法人の負債額負担見込額	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
<b>充当可能財源等</b> ②	<b>22,291,869</b>	<b>21,437,313</b>	<b>△ 854,556</b>
充当可能基金	7,087,304	6,338,331	△ 748,973
充当可能特定歳入	3,934,450	3,858,414	△ 76,036
都市計画税	1,817,850	1,825,580	7,730
その他	2,116,600	2,032,834	△ 83,766
基準財政需要額算入見込額	11,270,115	11,240,568	△ 29,547
<b>標準財政規模</b> ③	<b>7,058,614</b>	<b>7,129,862</b>	<b>71,248</b>
<b>算入公債費等の額</b> ④	<b>889,948</b>	<b>902,246</b>	<b>12,298</b>
将来負担比率 (①-②) / (③-④)	— (△ 71.4)	— (△ 62.6)	<b>8.8</b>

※ なお、( )内は、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

平成30年度は△62.6%で、比率はなく早期健全化基準の350.0%を下回っており、良好な状態を示している。県内の市町村平均と町村平均推移は以下のとおりである。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
亘理町	—	—	—	—	—
県町村平均	31.2	30.8	29.4	27.1	
県平均	33.5	32.4	30.1	27.0	



出典:宮城県総務部市町村課発行「目で見える市町村財政」より

## 2 資金不足比率の状況

### (1) 法非適用企業

#### ① 亘理町公共下水道事業特別会計

平成 30 年度亘理町公共下水道事業特別会計の資金不足はなく、資金不足比率は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

#### ② わたり温泉鳥の海特別会計

平成 30 年度わたり温泉鳥の海特別会計の資金不足はなく、資金不足比率は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

#### ③ 亘理町工業用地等造成事業特別会計

平成 30 年度亘理町工業用地等造成事業特別会計の資金不足はなく、資金不足比率は発生していない。したがって、経営健全化基準の 20.0%と比較すると、なお、良好な状態にあると認められる。

法非適用企業			
	公共下水道 特別会計	わたり温泉鳥の海 特別会計	工業用地等造成 事業特別会計
資金の不足額 ①+②-③-④…(A)	-	-	-
繰上充用額 ①	0	0	0
支払繰延額 ・事業繰越額 ②	0	0	0
建設改良費以外の経費 に対する地方債の残高 ③	0	0	479,117
解消可能資金不足額 ④	0	0	0
事業の規模 …(B)	528,669	151,273	1,191,313
資金不足比率 (A)/(B)%	-	-	-

平成30年度

水道事業会計経営健全化

# 審査意見書

亘理町監査委員

亘監第 45 号  
令和元年8月21日

亘理町長 山田周伸 殿

亘理町監査委員 渋谷憲之

亘理町監査委員 安藤美重子

水道事業会計経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、町長より審査に付された平成30年度水道事業の資金不足比率について審査したので別紙のとおり意見書を提出します。



# 目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の概要	1
第 4	審査の結果	1
1	資金不足比率	2
	(1) 総合意見	
	(2) 個別意見	
	(3) 是正改善を要する事項	
2	資金不足比率の計算	3
	① 公営企業会計に係る資金不足額の計算	
	② 水道事業会計資金不足比率の計算	

## 凡 例

1. 各表中に用いた数字は、表示単位未満を四捨五入して表示した。したがって、合計と内訳の計及び対前年度比較が一致しない場合がある。
2. 比率は表中数値によって算出し、小数点第 3 位を四捨五入した。したがって、構成比等において合計と内訳の合算比率が一致しない場合がある。
3. 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」 …… 該当数値がないもの、算出不能または無意味なもの
  - 「0」、「0.00」 …… 該当数値はあるが、単位未満のもの
  - 「△」 …… 負数または減数





# 平成 30 年度 互理町水道事業会計経営健全化審査意見書

## 第 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

## 第 2 審査の期間

令和元年 6 月 11 日から 8 月 9 日まで

## 第 3 審査の概要

この経営健全化の審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

## 第 4 審査の結果

後述のとおりである。

# 1 資金不足比率

## (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認める。

### 資金不足比率

公 営 企 業 会 計 の 名 称	資金不足比率		経営健全化 基 準
	平成29年度	平成30年度	
亘理町水道事業会計	—	—	20.0

## (2) 個別意見

平成30年度の実質的な資金不足比率は△93.17%で資金不足状態にはなく、経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態にあると認める。

また、財務の短期流動性を示す実質流動比率は289.74%と高率のため、短期支払能力についても健全であると認める。

## (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 2 資金不足比率の計算

### ① 公営企業会計に係る資金不足額の計算

(単位:円)

法 適 用 企 業	会 計 名	流動資産	流動負債	資金不足額
	水道事業会計	1,111,238,722	383,525,214	△ 727,713,508

### ② 水道事業会計に係る資金不足比率の計算

(単位:円・%)

資 金 不 足 額	$\begin{aligned} & ( \text{流動負債} + \text{建築改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} \\ & - \text{流動資産} ) - \text{解消可能資金不足額} \\ & = ( 383,525,214 + 0 - 1,111,238,722 ) - 0 = \Delta 727,713,508 \end{aligned}$
資 金 不 足 比 率	$\begin{aligned} & \frac{ ( \text{流動負債} + \text{建築改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} \\ & - \text{流動資産} ) - \text{解消可能資金不足額} } { ( \text{営業収益} - \text{受託工事収益} ) } \\ & = \frac{ ( 383,525,214 + 0 - 1,111,238,722 ) - 0 } { ( 781,029,280 - 0 ) } \div \Delta 93.17 \end{aligned}$
実 質 流 動 比 率	$\begin{aligned} & \frac{ \text{流動資産} } { \text{流動負債} } \times 100 \\ & = \frac{ 1,111,238,722 } { 383,525,214 } \times 100 \div 289.74 \end{aligned}$
実 質 資 金 不 足 比 率	$\begin{aligned} & \frac{ \text{流動負債} - \text{流動資産} } { \text{営業収益} } \times 100 \\ & = \frac{ 383,525,214 - 1,111,238,722 } { 781,029,280 } \times 100 \div \Delta 93.17 \end{aligned}$